



「当事者意識」をもって

千葉県教育庁東上総教育事務所長 小林 健一



本年度、東上総教育事務所は新たな運営方針のもと、「学校」のファシリテーター、「家庭・地域」のサポーター、「17市町村教育委員会」のアドバイザーとして、その役割を果たすべく、所員一同真摯に業務と向き合ってきました。時に、厳しいと感じる指導・助言があったかもしれませんが。なぜなら、そこには、「東上総地区に対する強い思い入れがあった」が故であり、「事務所員としての高い『当事者意識』があった」が故であると御理解の上、御容赦ください。

ところで、「当事者意識」とは、「ある物事に対して『自分事』として捉え、『自分が責任をもち、主体的に関わろうとする意識』のこと」です。ここで、皆さんにお聞きします。学校を経営するのは誰でしょう？「学校経営は管理職の仕事」と考えていませんか？

学校経営は、学校長のリーダーシップのもと、その学校に勤務する全ての職員が当事者意識をもって経営に参画し、学校教育目標の達成に向けて教育活動を進めるものです。そのためには、学校の抱える課題を全職員で考え、その改善策を学校長の学校経営・運営方針に反映させるとともに、着地点である「ゴール」を具体的に共有する必要があります。その上で、全職員がチームの一員であるという自覚をもち、「チーム学校」という「組織」としてその機能を発揮させる学校経営を進めるべき、と私は考えます。先生方には、学校経営に対して当事者意識をもつとともに、管理職の先生方には、教職員一人一人の特性や状況を把握し、組織をまとめ、生き生きと活躍できる「チーム学校」づくりを基にした学校経営をお願いします。

終わりに、「すべては子どもたちのために」を合言葉に御尽力いただくとともに、東上総教育事務所の業務へ御支援・御協力いただいたことに感謝申し上げ、最終号の挨拶とします。ありがとうございました。

指導室より

令和7年度「『生きる力』を育む東上総の教育」

「『生きる力』を育む東上総の教育」は、これまで「今、求められる授業づくり」をテーマに、「授業づくりのバイブル」となるよう、より実践的できめ細かい内容を掲載してきました。そこで今年度は、これまで掲載してきた学校教育の重点や各教科・領域に対する成果と課題に加え、東上総教育事務所として、この一年間を通じた学校訪問等の機会に学校や教職員に対してお話してきた内容の一部を**指導内容のポイント**として、6枚のスライド資料とその説明原稿に整理して掲載しました。教科・領域だけではなく、特別支援教育や生徒指導、キャリア教育等に関する指導内容のポイントも掲載しています。また、これまで事務所が発行してきた学力向上通信や事務所だよりも掲載していますので、普段の授業づくりや校内研修等に役立てていただければ幸いです。

令和7年度「『生きる力』を育む東上総の教育」については、**電子データ(CD)のみ**で配付する予定です。電子データを校内のサーバー等に保存し、いつでも手軽に活用してください。





体罰・不適切な指導の防止について

1 問題行動への対応で大切にしたい視点

児童生徒の問題行動に対応する際、発生時の状況や児童生徒の特性に応じた、毅然とした態度が求められます。ところが、児童生徒が指導を受け入れず、問題行動が繰り返されると、教職員も感情的となり、過度な叱責をしてしまうことがあるかもしれません。しかし、過度な叱責は児童生徒を精神的に追いつめ、児童生徒や保護者に、教育の専門職としての力量に対する不信感を抱かせたり、ハラスメントを受けた等の心情を生じさせたりする恐れがあります。問題行動に対応するときは、児童生徒の特性や心情に寄り添いながら、本人や関係者の言い分を丁寧に聞くとともに、必要な情報を幅広く収集し、事実関係を正確に把握することが重要です。その上で、個人で判断・対応するのではなく、学校組織として適正な指導を行う必要があります。

2 不適切な指導

生徒指導提要では、次のような事例を不適切な指導と考え得る例として示しています。

- ・大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- ・児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- ・組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- ・殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- ・児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- ・他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- ・指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。



3 教員を支えるために

児童生徒が安心して学校生活を送るためには、先生方自身が余裕をもって児童生徒と向き合える環境が不可欠です。指導に迷いや困難を感じた際には、一人で抱え込まず、管理職や同僚と相談し、チームとして児童生徒を育てていくことが、体罰・不適切な指導の防止につながります。



「体罰・不適切な指導に陥りやすい傾向チェックシート」(千葉県教育委員会)

令和7年度全国学力・学習状況調査活用の手引の活用を！

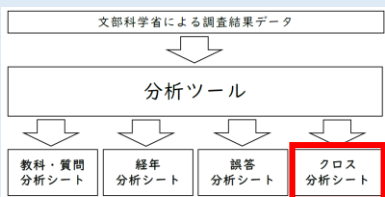
<活用1> 児童生徒質問調査の活用

【児童生徒質問6】先生は、あなたのよいところを認めてくれていますか。

	小学校	中学校
東上総	59.4%	54.2%
千葉県	52.3%	47.4%
全国	55.3%	46.6%

自校の回答状況を千葉県や全国と比較するだけでなく、自校の経年変化を分析することで課題を明確にし、実態に応じた対策を講じていくことが大切です。

<活用2> 「分析シート」の活用



今年度からクロス分析シートが追加され、(教科×質問)シートや(質問×質問)シートにより、教科調査と児童生徒質問調査の関連性を確認することができます。

本手引には、千葉県の調査結果のまとめ、分析シートの詳しい使い方、活用の具体例が掲載されています。指導の振り返りや、今後の授業改善、指導改善等に御活用ください。

